

1、はじめに

- ・平生鈞三郎とは？
 - ・美濃国加納（現在の岐阜県）出身の関西財界人
 - ・「日本財界の巨頭」
 - ・廣田弘毅内閣の文部大臣
 - ・日本製鉄株式会社社長
 - ・北支那方面軍経済最高顧問
（拙稿「北支那方面軍経済最高顧問平生鈞三郎と経済委員会・日華経済協議会の発足」(『早稲田政治公法研究』第93号、2010年、所収) 参照)
 - ・大日本産業報国会会長
 - ・翼賛政治体制協議会東京支部長（阿部が来訪し直接就任を要請）
（拙稿「近衛新体制から翼賛選挙に至るまでの議会と政党政治家の動向」(『早稲田政治経済学雑誌』第369号、2007年、所収) 参照)
 - ・「東条内閣の財界での最大の支柱」
 - ・枢密顧問官

- ・文部大臣就任の経緯
 - ・第一次近衛文磨内閣で商工大臣だった吉野信次
 - ・寺内寿一との関係性

- ・文相就任後
 - ・寺内陸相から原田熊雄への話
 - ・廣田首相から原田への話

- ・第一次近衛文磨内閣組閣時の商工大臣への就任要請
 - ・平生から女婿への手紙
 - ・後に平生の秘書として産業報国会に入った中林貞男の証言
 - ・廣田内閣下での軍部大臣現役武官制復活が意味するもの

- ・かつて平生は軍縮を唱えて活動
→第四師団が平生へ働きかけ

- ・本報告の目的
 - ・ロンドン海軍軍縮条約をめぐる当時の輿論と平生の活動、そしてそれらを受けての第四師団の平生への接触について具体的に検討、陸軍の平生への働きかけの意味について考察

2、ロンドン海軍軍縮条約をめぐる輿論

- ・ロンドン海軍軍縮会議（1930年1月～4月）
- ・日本全権：若槻礼次郎
- ・1930年6月17日帰国、神戸港に入港→大歓迎
- ・翌日到着した東京駅でも熱狂的歓迎を受けた
- ・『東京朝日新聞』1930年6月19日社説
- ・「統帥権干犯問題」が生じ、浜口雄幸首相狙撃事件を招来しかし…
- ・平生ら関西財界人も軍縮に対して積極的姿勢

3、経済更新会の結成と平生の軍部観

- ・経済更新会
- ・規約
- ・1929年11月27日の発会式・会員総会で大阪商業会議所理事の高柳松一郎による緊急動議
 - 若槻軍縮全権に激励電報を発することを提議、文案は委員付託として可決
 - 午後には濱口首相と井上準之助蔵相が来場
- ・平生
 - ・「経済国難」に最も緊要なことは国民負担の軽減・民力の休養
 - ・国防や軍備は全て国民の基礎の上に建てるべき
 - ・「軍閥の跋扈」を抑え、国民と軍部との間にギャップが生じるのを防止
 - 「皇室に累を及ぼ」さないため

4、大阪軍縮促進会の結成

- ・ 貴族院議員の関直彦
- ・ 軍縮国民同盟

- ・ 大阪軍縮促進会
 - ・ 「本会は我国の軍備を国力相当の程度に縮小し且各国との協調の下に各国の軍備を最小限度に縮小すべき気運を促進し世界の平和に寄与するを以て目的とす」

5、陸軍第四師団と平生

- ・ 第四師団「第四師団司令部に定員外人員増加配属の件」（1930年10月）
- ・ 当時第四師団長だった阿部信行の平生についての言及

6、軍事研究会

- ・ 満州事変勃発当日が初回
- ・ 憲兵による平生の監視（1931年10月1日付）
- ・ 10月30日、阿部と会談

7、平生、対外膨張容認

- ・ 平生の領土拡張論と後宮の反応
- ・ 上田貞次郎の満蒙進出論への反対
- ・ 1938年の平生へのインタビュー

8、後宮淳と平生

- ・ 後宮の転勤
- ・ 平生から後宮への手紙
- ・ 平生が述べる軍事研究会の意義

- ・ 平生の議会政治観
 - 政党政治を否定
 - 後宮の考え

- ・平生の後宮評
- ・青木均一の証言
- ・1935年12月の平生の貴族院議員勅選と民政党
- ・平生の「満蒙委任統治論」
- ・それに対する後宮

9、寺内寿一と平生

- ・新第四師団長寺内との会食
- ・「満蒙新国家」における教育制度について
- ・寺内への進言
- ・真崎甚三郎参謀次長や荒木貞夫陸相を平生たちに紹介

10、むすびにかえて

- ・平生は当初軍縮を主張、そのような平生に目を付けたのが陸軍第四師団
- ・平生との濃厚な関係性を構築
- ・平生は陸軍が期待したような変化
- ・後には東條内閣の財界での支柱となった
- ・そもそも師団とは鎮台の廃止に伴って設置されたもの
- ・平時における内地の陸軍部隊が全て属し、師団長は天皇に直隸
- ・満州事变までは内地に一五個、朝鮮に二個師団が設置され、内地の一師団が二年交替で満洲に駐筈し、関東軍の指揮に入っていた
- ・師団司令部条例（1888年）

師団長は「師管内に在る軍隊を統率し軍事に係る諸件を総理」（第一条）し、「師管内軍隊の出師準備を整理し又徴兵の事を統轄」（第二条）し、「部下軍隊の錬成に就て其責に任」（第三条）じ、「不慮の侵襲に際し師管内の防禦及陸軍諸官庁諸建築物の保護に任」（第四条）ずるものである。さらには「師管内に在る軍隊及陸軍官庁に於ける風紀軍紀を統監し軍法会議を管轄」（第六条）し、「軍政及人事に係る事に就ては陸軍大臣 国防及出師計画に係る事に就ては参軍（＝参謀総長一正田） 教育に係る事に就ては監軍（＝教育総監一正田）の区処を受」け、師団長は「此三官に対し各其主任

の事に就き定期或は臨時報告をなすべきもの」(第七条)で、「随時の部下の軍隊を検閲し毎年教育期の終り……の後に於て全師団教育の結果能く実践の目的に適するや否又其出戦整備完全なるや否に就き監軍を経て奏上す」(第九条)る。

→軍事組織としての師団の本来の姿(軍令=統帥権)、しかし……

- ・美濃部達吉 「軍令権」と「軍政権」
- ・いわゆる「憲政の常道」期
- ・民意を反映する議会に議席を有する既成政党が政権を担当
- ・軍縮という輿論に従うのではなく抗う意図で平生に接触
→陸軍にとって都合の良い親軍財界人平生の誕生
- ・後宮と接触してからの平生、短期間で自身の考えを変えた
→その原因の一つに既成政党の腐敗
- ・既成政党が政争に明け暮れている間に陸軍は着実に自身の考えを実行に移すべく行動